

# Alternative Systems Study Bulletin

第10巻第3号

(2002年8月20日)

## 現場から

生産者協同組合サポートセンター(準)への参加を要請します

## フリーターズネットワーク研修会こぼれ話

15. サポートセンターの組織活動
16. 新しい社会運動の組織
17. 新しい社会が始まった
18. 新しい社会は地域社会

## 資料

生産者協同組合サポートセンター準備会の発足  
働く場をワーカーズ・コレクティブで運営しよう  
生産者協同組合サポートセンター準備会設立総会議案書(抄)

## サポートセンター研修会 独り言

### 新しい思考

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| 1. はじめに         | 2. 自分の定義   |
| 3. 他者の定義        | 4. 意識の定義   |
| 5. 視られることの定義    | 6. 形態規定の定義 |
| 7. 類としてある個      | 8. 自己意識の成立 |
| 9. 視ると思うが視られている |            |

## 永井均の<私>に魅せられて

## 後記

編集 塚 毅

連絡先 〒600-8991 京都市下京区東塩小路町 京都中郵便局箱169号 貿易研究会

ホームページ <http://homepage1.nifty.com/office-ebara/> メール [kyw04500@nifty.ne.jp](mailto:kyw04500@nifty.ne.jp)

会費 正会員 : 年間1口 10万円

賛助会員 : 年間1口 3万円

購読会員 : 年間1口 1万円

振込先 口座名 : 資本論研究会

(郵便振替) 口座番号 : 01090-5-67283

## 生産者協同組合サポートセンター（準）

への参加を要請します。

20世紀の負の遺産を引きずり、新しい人類社会の展望も不明なまま、21世紀を迎えているというのが、一般的な世間の状態ではないでしょうか。ところがまだ大きな流れとはなっていませんが、新しい動きが色々なところから始まっています。

1999年に「21世紀の社会運動の綱領草案（骨子）」（『ASSB』7-6号所収）を作成したとき、商品、貨幣、資本を廃絶する運動として「もう一つの働き方」と「共同不買」と「支払決済システムの共同化」の三点セットを考えました。「共同不買」は従来日本の生協運動が組織してきたもので、一番先行しているものでした。「もう一つの働き方」と「支払決済システムの共同化」の方は、言葉だけで、まだ自分たちにとっては現実のものにはなっていませんでした。

ところが以降3年間で、まず「支払決済システムの共同化」については、その先行的モデルとして、キョートレッツやおおさかレッツが始まりました。そして、最後に残されていた「もう一つの働き方」についても、具体化する動きが始まったのです。

生産者協同組合サポートセンターを何故、どのようにして結成したかについては資料を御覧下さい。いま明らかになったのは、99年末に作成した綱領草案で明らかにした社会革命の三点セットがそれぞれ萌芽的であるとはいえ現実のものとなったことです。

私が、新しい社会運動の綱領の原則的部分について最初にまとめたのは、1988年末の「緊急の課題」においてでした。このときには、もう一つの働き方と協同組合社会の構想は明らかとなっていました。市場批判については未決でした。それから10年以上の時が過ぎて、地域通貨が支払決済システムの共同化だ、ということが半明して、三点セットが揃うことで、社会革命の実践的展望が明らかとなったのです。

地域通貨は世間では貨幣の批判と受け止められていますが、これは実は商品批判であり、市場批判です。例えば、LETSシステムの場合、参加者が口座振替で取引し、この口座を共同で管理していますが、もし、世界中の取引主体がこのシステムで取引をすれば、商品は廃絶され、金融市場と商品市場は死ぬこととなります。社会的分業は残り、企業も存続しますが、市場の無政府性は克服されることになるでしょう。この点は、もうすこし煮詰めなければなりません。少なくとも、新しい社会運動という実践が要求する理論的課題についての一定の準備が出来ているのではないのでしょうか。

ということで、今回の生産者協同組合サポートセンターの活動は、私にとっては最終の活動になるのではないかと考えています。サポートセンターへの加入は無条件ではありませんが、本誌の購読者の皆さんはもちろん有資格者です。「もう一つの働き方」による働く場づくりに参加しませんか。また、サポートセンターは、専従を置くべく年会費制にしています。専従者は現在20代後半から30代の若者たち3人が引き受けてくれています。専従者を支え、どんどん新しい働く場をつくっていくためにも、サポートセンターへの参加を要請します。

## フリーターズネットワーク研修会 こぼれ話

### 15. サポートセンターの組織活動

#### 1) 情報の集中と責任の分散

組織をつくったのに、一部の人たちが以前より忙しくなるという事態が起きれば、これは困ったことです。これは、組織の機能が一部の人に集中した結果起きることですね。10人くらいの集団でしたら、一人の人に事務を集中させておく方が能率的ですが、これが100人の集団になったらどうでしょうか。一人では事務を担えなくなって、パンクしてしまうに違いありません。

組織をつくるということは、本来こうした事態を避けるためでした。

生産者協同組合サポートセンターは、会員が自主的にワーカーズ・コレクティブを設立していくことを目的としています。このような組織はどのように運営していけばよいのでしょうか。

私は情報を集中し責任を分散化することが必要だと考えます。言葉を変えれば事業と運動に責任を負うメンバーを増やそう、そして皆で情報を共有するために、ひとまず情報を集中しよう、ということになるのでしょうか。失敗するケースは、責任を集中して情報を分散化させる場合です。こうなると、メンバーは情報はもてず、かつ責任も負っていませんから、結局は特定の人に活動が集中してしまうこととなります。

#### 2) サポートセンターのイメージ

組織の運営を情報の集中と責任の分散という観点から行おうとすると、サポートセンターの組織は、どのようなイメージになるのでしょうか。情報の集中は、会員が自らの活動で得た情報を会報編集部に集中することで解決できます。あとは会報に掲載することで、会員は一旦集中された情報を共有できますし、会報の場で議論することもできます。

次に、責任の分散とはどのような事柄でしょうか。会員の活動の総体がサポートセンターの活動になりますが、会員がそれぞれの部署でサポートセンターの活動に責任を負う、ということがまず考えられます。ところがサポートセンターの活動の中心は、ワーカーズ・コレクティブを設立していくことです。この事業と運動は当然にも会員だけでなく、非会員によっても担われることとなります。だから責任を負う主体は、会員だけには止まらないこととなります。そして、責任を負うメンバーが増えれば増えるほど、それだけ事業と運動は安定していきます。

こんなイメージをとりあえず共有できないでしょうか。

#### 3) 情報の集中と共有という責任

責任の分散化といいましたが、その時の責任とは一体なんなのでしょうか。

サポートセンターは会員の自主性に発しますから、まずは自ら決定について責任を負う、ということになります。

次に、ワーカーズ・コレクティブは共同の事業ですから、共同決定についても責任を負うということになります。でも、一番大切な責任は、情報を集中することで会員が情報を共有できるようにする、ということにあるような気がします。多分このことが確認されていないと、サポートセンターの活動が意義あるものにはならないように思うのです。

私は以前に、組織はコミュニケーションの特有のあり方だと考えたことがあります。この見地からすれば、サポートセンターは、会員がコミュニケーションの場で発信授受主体としての責任を負うこ

とではじめて成立する組織だということになります。こんなイメージの組織はこれまでなかったように思います。

サポートセンターは、とりあえず、会員が「出来る事」「してほしい事」を発信授受するところから始まりますが、これはひょっとして「もう一つの働き方」を実践しようとしている人々のある種の地域社会の機能の実現かも知れません。

## 16. 新しい社会運動の組織

### 1) 意志の統一について

組織というと学校や会社や行政や政党のそれしか思い当たらない、というのが今日の人たちではないでしょうか。政党や宗教団体は別にして、これらの組織は、規律は求められますが、構成員に対して意志の統一を要求しはしません。

他方で、政党の場合は、政治的意志の統一を要求し、宗教団体の場合、信仰の内容を統一しようとします。

サポートセンターは、事業体ですが、同時に、それは運動体でもあり、何らかの意志の統一が要求されます。いま意志の統一が要求されない組織と要求される組織とに区分してみました。サポートセンターは、後者に属することになります。

そこで、政党や宗教団体の場合とサポートセンターの場合とで、意志の統一の仕方がどのように異なっているか注目してみましょう。政党の場合も宗教団体の場合も、個人の唯一性を認めず、同一化をおし進めます。しかし、サポートセンターは、個人の唯一性を残したまま、意志の統一を実現出来るシステムです。というのも、サポートセンターは、意志の統一を不可避とする運動が事業として展開されていくからです。

### 2) 事業としての運動

運動が事業として展開される、ということは、一体どういうことでしょうか。今日の社会では、個人が昔の共同体から切り離され、居住区としての地域での人間関係はなくなってきています。しかし、人間は社会的動物ですから、社会を形成しなければ生きていけません。

今日では、社会の形成は、お金のゆだねられているとあってよいでしょう。お金が動くことで、現代人の社会生活が結びついています。

サポートセンターの目的は「もう一つの働き方」をつくり出すことでした。それは、お金のしぼられた働き方を止め、自ら出資し事業を運営していくことですから、「もう一つの働き方」をつくり出そうとする運動が、事業として展開される事になります。

そうすると、社会の形成をお金のゆだねておいてはよくないですね。サポートセンターの会員自身が意識的に社会を形成していかないと、目的自体が実現していきません。

### 3) 新しい社会をどこから発想するか

では、サポートセンターの会員がつくり出す社会とは、どのようなものでしょうか。とりあえずは「もう一つの働く場」をつくらなければならない、相互にサポートし合うことから始まります。この新しい社会を、企業や市場といった今日の社会と比較してみましょう。

企業や市場で人々を結びつけているものは、言うまでもなく、お金です。企業家は、お金を増やすということを目的に事業をやればよいし、働く側も、生活のためにお金を稼がなければならない。20

世紀の後半に出来上がり、たかだか30年位しか続いているこのような社会が、ずっと続くかのようについ思ってしまう。ある意味では、お金が人々を結びつけていることで、それまでの社会と比べて、生活をしていく上で人間関係にわずらわされなくてすむ、というところがあるし、自己責任という、ある意味では気持ちのいい倫理観に従っておればよかった。

サポートセンターがつくり出す新しい社会とは、もちろん昔の共同体に戻ろう、ということではないでしょう。今日の社会で形成されている個人の人格としての独立は継承すべきものです。基本的な発想としては、現存する社会が、持続可能ではなくなっていること、そのことから出てきている様々な社会病理や社会問題を独自に解決していこうとするところにおかれるべきでしょう。現実には、もう一つの働く場は、社会病理や社会問題の現場にこそ開かれているのですね。

## 17. 新しい社会が始まった

サポートセンターが発足することで、新しい社会が始まりました。若者たちにはもちろんのこと、私たち年配の者にとっても生まれて初めての経験です。

この新しい社会は、ニュースタートのように、引きこもりの人々をサポートすることを目的にはしていません。従って、個人の「癒し」を実現することが目指されているわけではありません。

「何かしたいけど、自分でやりたい事がわからない」と考えている人たちも、もちろん参加できます。しかし、参加する際に、個人がかかえている問題を解決することだけを求めていると、何も得られないこととなります。

生まれて初めての体験で、皆んな考え込んでいます。でも、考え込んでいる姿を、逆に「元気がなくて、皆んな落ち込んでいる」というように判断するのは、一寸待つて欲しい。自分がそういう気持ちで考え込んでいる他人を見れば、他人もそうだと思ってしまうがちですが、これは、「思い込み」であることが多いですね。

「ちゃんとした議論がしたい」というとき、単に自分が個人的に納得し、自分自身が元気づけられる、ということだけを基準にしていると、これも満たされないことが多い。逆に、ちゃんとした議論をすることは、他人の心の中に入り込むことにもなるから、「傷つけ」られることにもなりかねません。

「ちゃんとした議論」をしようと思えば、単なる友人関係では無理でしょう。その議論が出来る場をつくらなければならないし、そして、議論に参加する人は、個人的に満足することを目指すよりも、その場を保全することに気を使わなければならないでしょう。

というのも、社会の方が個人に先立っているからであり、私たちが「ちゃんとした議論」が出来る場として、新しい社会をつくったとき、その社会を保全することで、個人が人間性を広げていけるからです。

新しい社会への参加ルールは、自分が納得いかないとき、あるいは、やる気がなくなったとき、他人のせいにするのではなくて、自分と社会とのつきあい方について点検する、ということが大切だと思います。自分が何を期待して参加したのか、その期待が満たされなかったとき、期待の内容を自分で変えることが出来れば、何かが開けてくるでしょう。

## 18. 新しい社会は地域社会

先に、社会の方が個人に先立っている、と書きました。だから普通は、社会というものが、ずっと続いていて、個人は否応無しにそれに参画せざるを得ない、というように思われています。だから、



現在の社会がいやだから社会批判を行っていると考えられるでしょう。

でも今私たちは、新しい社会をつくるということに直面していますから、今回に限り、個人が新しい社会に先立っていることとなります。参加しようとする個人は、何らかの形で現在の社会を批判するといっても、その社会自体を何とかしよう、ということではないのです。今の社会と全然別に社会をつくっていくことは無理ですから、今の社会にリンクしながら、今の社会に欠けている人間性に満たされた場をつくっていく、ということになるでしょう。そんなことは、はたして可能でしょうか。

このことについて考えるとき、今の社会は、確かに、個人に先立って成立しています。けれども、個人自身が今の社会を毎日つくり続けていることに注目する必要があります。私たちは、今の社会ではお金を使わざるを得ませんが、このお金を使ったり、またお金を稼ぐために働きに行ったりすることで、社会は毎日再生産されているのです。このことが分かると、働き方を変えるということが、現在の社会に対してそれをそのまま再生産するのではなく、少しずつですが、変えていっていることとなります。

私たちがつくる新しい社会も、今の社会とは別のところに、共同体のような閉鎖的な集団をイメージするわけではありません。「もう一つの働き方」を実現していくために、それをサポートする人間関係を形成していく、その場を新しい社会（地域社会といった方が正確です）と呼んでいるのです。

だから、新しい社会は、多分、今の社会のなかで「もう一つの働く場」をつくったときに、その場をとりまく地域社会として成立していくのでしょ

## 資料

### 生産者協同組合サポートセンター準備会の発足

6月22日に行われた生産者協同組合サポートセンター準備会設立総会は、36名の出席者によって開会し、全ての議案を可決したあと、20名の世話人を選出し、無事終了しました。第1号議案経過報告のあと、NPO法人フェルマータとNPO法人つながりネットワークななかま、からそれぞれの団体の活動についての報告を受けました。

第2号議案で提案されている趣意書と定款は、サポートセンターの設立時に必要なものです。これについては、世話人会での審議の素案とする、ということが確認されました。

第3号議案が総会の検討事項の中心でした。このうち、事業計画については当日補足として提出されましたが、これについては世話人会で審議し、最終決定することになりました。以上の留保をつけた上、第3号議案のみは票決をとり、賛成29、反対0、保留1、で可決されました。（途中退場者の他、オブザーバーの方が票決には参加されていません。）

世話人の選出のあと、第1回世話人会を開催し、代表世話人に山添純、運営委員長に石居弘昭、副代表世話人に西嶋彰、境毅、原敏を互選し、代表世話人と運営委員長から決意表明がなされたあと総会は終わりました。

## 働く場をワーカーズ・コレクティブで運営しよう

### 1) ワーカーズコレクティブとは何か

現在の働く場は、雇われて働くか、自営で働くかの何れかが一般的ですが、ワーカーズ・コレクティブとは、働く人たちが出資し、働き、経営管理する、新しい働き方（もう一つの働き方）です。

例えば、配食サービスの事業を始めるとしましょう。調理場や配送の車などを確保するために、500万円の初期投資が必要だとします。普通は経営者が資本を調達し、数人の人を雇用して事業が始まります。しかし、老人世帯を対象にした配食サービスは、社会的には必要な事業ですが、普通に経営して利益が出るような事業にはなりにくいからです、経営者としても手を出しません。

この事業をワーカーズ・コレクティブで企画してみましょう。

25人で出資すれば、一人当たり20万円の出資で500万円の資金が集まります。そして、働き方も、25人でワークシェアリングをします。毎日働きたい人、週一回の人、どうしても人手が足りないときに応援に入れる人、など色々な人がいます。ワークシェアを上手くやれるようになるまでは若干の経験が必要ですが、そんなに心配する事はないでしょう。また、営業活動も、会社経営の場合とちがいで、25人の出資者がそれぞれ出来ることを担えば、事業として成立するでしょう。もちろん、一つの職場だけでフルタイムで働いて生活費をかせぐ、といったライフスタイルを望む人には向いていませんが、複数の働く場を掛け持ちする事で生活費を得る事は可能でしょう。

つまり、もうひとつの働き方は、一つの会社でフルタイムで働くという事は出来ないが、働く事で社会参加をしたい、と願っている人たちにとっては非常に適したシステムです。

### 2) もう一つの働き方が何故必要か

今日の社会では、お金が動けば事業になります。社会的なニーズにこたえる事でお金が集まってくると、事業が立ち上がります。ある程度採算の見込みがつかると、資本を運用できる経営者が参入してきます。

株式会社は営利企業ですから、利益が上がらないと、リストラをするか、撤退してしまいます。でも社会的にニーズがあり、営利事業としては成立し難くても、もう一つの働き方にもとづく事業としては成立するケースが沢山あります。

今日の社会ではお金が万能ですから、働く場もお金で解決するという方法が一般的です。しかし、お金は自己増殖することをその本性としていますから、お金で解決していると結局は株式会社と同じように、働く場をつくった人たちがお金の奴隷になってしまいます。そうではなく、働く人たちがお金を管理しなければなりません。そのためには、働く人が、ワーカーズコレクティブという、もう一つの働き方を実現する事が必要なのです。

### 3) ワーカーズ・コレクティブの約束ごと

- ① 自己決定・自主管理の組織です。組合員自身が方針を決め、合意と自己責任によって管理を行います。
- ② 参加民主主義にもとづく組織運営を行います。組合員は日常の業務の執行を運営会議で行います。
- ③ マネージメントが不可欠です。基本方針、事業計画、経費の確保、経理決算、設備投資、ワークシェアリング、労働評価と分配などがマネージメントの中味です。
- ④ 集団で事業を続けていくために組合員が共育の関係を持ち、リーダーやマネージャーを代わり合えるようにします。

#### 4) さあ、ワーカーズ・コレクティブづくりを始めましょう

発起人が集まって趣意書づくりから始めます。具体的手続きについてのサポートは生産者協同組合サポートセンターが行います。

### 生産者協同組合サポートセンター準備会設立総会議案書 (抄)

#### 経過報告

##### 1) 経過

① 昨年末から、ニュースタート・サポーター会議の運営について、どのようにしていくかが議論となっており、とりあえず、2002年6月に総会を開いて、そこで新しく組織の運営について提案しよう、ということになった。

② 2002年に入って、総会の準備のための準備会を設置することになり、従来、月1回、例会の前に開いていたサポーター会議を取り止め、総会準備会を、月1回のペースで開催し、6月総会の準備をすることになった。

③ 第1回準備会 2月10日

西嶋より、若者の「社会参加」の契機作り、「自立化」支援のための新規事業の提案と、(半)専従者を維持するために活動の経済的基盤を確立する方向性が出された。

④ 第2回準備会 3月10日

提案された文書「サポーター会議・各位 3.10付西嶋」

「サポーター会議総会準備会への報告 境」

西嶋文書にもとづき「もう一つの働き方」により運営されるワーカーズ・コレクティブを選択することが確認される。境より、ワーカーズ・コレクティブとは何か、どのようにして設立するか、について報告があった。

⑤ 第3回準備会 4月14日

提案された文書「サポーター会議の新たな発展にむけて 西嶋」

「生産者協同組合サポートセンター(仮称)設立にむけて 境」

西嶋文書を確認し、ワーカーズ・コレクティブの設立にむけてどうするか議論になる。境の方から、個別のワーカーズ・コレクティブをつくるには、それをサポートする団体の発足をセットにした方がよい、という意見が出される。

⑥ 第4回準備会 5月12日

提案された文書「生産者協同組合サポートセンターの構想についての覚書 境」

「6月総会にむけて 境」

境より、覚書が出される。これについては、将来方向としては異議はないが、現状との接点が不十分という意見が出された。

⑦ 臨時懇談会と研修会 6月1日

提出された文書「サポートセンター準備会 議案書(たたき台) 境」

臨時懇談会で、農園ワーカーズ結成を確認。午後行われた研修会で、サポートセンター趣意書(案)、活動方針等について議論。活動方針についてはもっと具体化すべきという意見が出された。

⑧ 第5回準備会 6月9日

提出された文書「サポートセンター準備会設立総会議案書」

議案書を検討、若干の修正を行う。当日の議事進行の確認、役割分担、役員の立候補者を募る。

⑨ 以上の経過で明らかなように、第3回準備会で西嶋の方から、サポーター会議ならびにニュースタート関西の事業活動の一部分を生産者協同組合方式でやっという提案があり、これを受ける形で、第4回準備会で、生産者協同組合サポートセンターの構想が提案され、以降はこの線での準備活動が進んでいる。

##### 2) サポートセンターとは何か

① 境の構想は、長期的なものであり、サポーター会議やニュースタート事務局関西の事業の現状とどう繋げていくかが今後の課題として残されていた。現状を踏まえて、サポートセンターのイメージを描くことが問われていた。

② サポートセンターのイメージ

(目的) サポートセンターは、生産者協同組合の組合員や、また、生産者協同組合のもとで新しい働き方を求めている人々や、さらには、生産者協同組合の設立や運営をサポートしていきたい人たちが主体となって、力を合わせ、足りないところを補いあうことで、生産者協同組合の事業と運動の拡大をめざすことを目的とします。

(会員) 会員が主人公の組織です。サポートセンターは、会員が主人公として活動できるような組織運営をつくり出します。

(事業) 会員は、サポートできること、サポートしてほしい事を文書で提出し、サポートセンターは、このメニューに基づいて、会員間の相互扶助を実現できるシステムをつくります。

##### 3) 議案書について

さきに述べたイメージをもとに、定款(案)をつくってみました。下敷きにしたものは協同総合研究所の定款で、第5条までは書き換えましたが、あとはほとんどそのままです。

趣意書も必要です。準備段階では、定款よりも趣意書の方が大切です。とりあえず、たたき台を用意しますので、何回も議論して、納得のいくものにしていく必要があります。皆が自分で趣意書を書いてくれた方が、盛り上がるし、ずっと良いものが作れます。この案を呼び水にして下さい。

準備会活動方針は、長期構想は省き、身近なものとししました。

### 生産者協同組合サポートセンター 趣意書(案)

20世紀後半の高度経済成長を支え、担ってきたシステムが1990年代に入って制度疲労を起こしはじめました。学校、株式会社、行政機関、この三つがセットになって、今日の日本をつくりあげてきたのですが、経済の高度成長が望めなくなった現在、株式会社は生き残りをかけてリストラを続け、行政機関は日本経済の地盤沈下に対応できず、政治家たちはなすすべもなく、国会の審議は、ワイドショー化しています。

従来のシステムが制度疲労を起こしているにもかかわらず、それに代わるシステムはいまだ形成途上にあり、多くの人々が生きがいを感じる事が出来ないまま、フリーターやリストラされた失業者として、制度疲労の被害者にされています。

従来のシステムがきちんと機能していた限り、人々は自己責任を負い、他人に迷惑をかけずに生きていくことが可能でした。学校を出て会社員や公務員になり、停年まで勤め上げたときには次世代を育て上げ、あとの老後は年金で悠々と暮らしていき、という人生のコースも、短期間のこととはい

え、揺るぎのないものでした。

ところが今日、このような人生のコースを選ぼうと思っても、ほとんど無理になりました。何よりも、株式会社自体の寿命が短くなり、一生面倒見てもらえるような余裕がなくなってきました。

こうしてNPOやNGOの活動が行政によって評価され始め、行政は行政サービスの一部の代行を期待するようになってきました。しかしながら、活動が有償無償のボランティア活動に支えられているようでは、一時的には続くものの、代替システムにはなり得ません。

ではどうすればいいのでしょうか。その答えは、従来のシステムによって経済の高度成長が成し遂げられたことの裏面を見るところから導き出されてくるのではないのでしょうか。この間進化した事態は、かつては地域の間人間関係に支えられた農民や自営業者が、企業に雇われて働くようになったことで、地域の間人間関係を失い、生産のために必要な財も失い、多少の貯金や住宅はあるものの、もはや昔の自営業に戻れなくされていることです。つまり個人（個別家族）は昔に比べれば、生産者としては丸裸にされてしまっていて、雇われて働く以外の道がなくなっているのです。にもかかわらず、若者でも適当な就職口は見つからないし、ましてやリストラされると再就職は容易なことではありません。

結局自己責任や他人に迷惑をかけない生き方が続けられなくなっています。そうだとすると、同じ境遇の人たちがお互いに迷惑をかけ合いながら、出資して協同の事業を始めることしか、生きる道は開かれていないのではないのでしょうか。雇われて働くこととは別のもう一つの働き方を作り出していくことで、従来のシステムに代わるもう一つのシステムを形成していけるのではないのでしょうか。

私たちはこのような思いにもとづいて、生産者協同組合サポートセンターの設立を決意いたしました。多くの人たちの賛同と協働を呼びかけます。

## 準備会活動方針

### ① 日常活動

#### ■ 「出来ること」「してほしいこと」の登録

日常活動の中心を、会員が相互に求めているものを結びつけることにおきます。ワーカーズ・コレクティブを発足させたいが、人が足りない、資金がたりない、どのようにして発足させたら良いかわからない、といった現状があります。この現状は、誰かに頼ってはいけません。ワーカーズ・コレクティブをつくりたい、あるいは、支援したい、と考えている人たちが、自主的にサポートし合い、仲間を見つけ、出資者を見つけ、発足の仕方も学び合っていくことが問われているのです。

準備会では、この問題を解決するために、会員が、ワーカーズ・コレクティブを設立し、運営していく上での「出来ること」「してほしいこと」を登録して、相互に助け合えるようにします。

#### ■ ワーカーズ・コレクティブ設立のサポート

現在複数の事業所でワーカーズ・コレクティブ設立の準備が進んでいます。準備会では、設立の手続きについてのマニュアルを準備しています。会員が相互にサポートし合うことを前提に、設立準備について必要なサポートを行います。

#### ■ ワーカーズ・コレクティブ運営のサポート

準備会のもとで設立されたワーカーズ・コレクティブに対しては、運営の面で必要なサポートを行います。

#### ■ 双方向の会報の発行

会員自身が「出来ること」「してほしいこと」を登録するだけでなく、日常的な発言の場を保障す

るため会報を発行します。会報の運営主体は、発言する会員です。

### ② 設立準備活動

#### ■ 正式発足の見通し

6ヶ月後に会員100名を達成し、正式発足をめざします。

#### ■ ワーカーズ・コレクティブの設立

正式発足時には、複数のワーカーズ・コレクティブを設立します。

#### ■ 法人格について

法人格の取得については、生産者協同組合は任意団体なので、NPO法人格の取得についても考慮します。

## 生産者協同組合サポートセンター準備会 会則

### I. 総 則

(目的)

1. この会は、世話人の呼びかけによって賛成者を募り、生産者協同組合サポートセンター設立を準備することを目的とする。

(名称)

2. この会の名称を生産者協同組合サポートセンター準備会とする。

(活動)

3. この会は、目的を達成するために必要なあらゆる活動を行う。

(事務所の所在地)

4. この会は、主な事務所を高槻市内におく。

### II. 会 員

(会員)

5. 賛成者のうち、所定の基金を払い込み、所定の年会費を収める者を会員とする。

(会員の活動)

6. 会員は生産者協同組合（ワーカーズ・コレクティブ）を設立し、運営する活動を自主的に行う。

② 会員は各種委員会に参加して活動することができる。

③ 会員はこの会の活動方針や委員会の新設などについて提案することができる。

④ 会員は総会において世話人を選出し、次期総会までのこの会の活動の統括に当たらせる。

(基金)

7. 基金は、一口5,000円とし、一括納入するものとする。

② 基金はサポートセンター設立時に出資金に振り替えるものとする。

③ 脱会時には基金を返却する。

(会費)

8. 年会費は一口1万円とする。

### III. 委員会

(委員会)

9. この会に委員会を設ける。

# サポートセンター研修会 独り言

## 新しい思考

### (委員会の設立)

10. 委員会の設立は会員の発議にもとづく。

### (委員の自薦)

11. 委員は、会員が自薦で、委員会に加わる。

## IV. 総 会

### (総会の設置)

12. この会の最高決定機関として総会を設ける。

② 総会は会員の二分の一の出席により、成立する。

③ 出席できない会員は、総会議長に委任状を提出することにより、出席者とみなされる。

### (役員を選出)

13. 総会で世話人十名以上及び監事二名を選出する。

② この会の専従者は世話人の資格を有する。

### (総会の開催)

14. 総会は以下の場合に代表世話人が招集する。

① 毎事業年度終了後二ヶ月以内

② 会員の五分の一、あるいは世話人の三分の一の請求があった場合。

③ 代表世話人が必要と認めた場合。

## V. 世話人会

### (世話人会)

15. 世話人会はこの会を代表する代表世話人（一名）、副代表世話人（三名）、運営委員長（一名）を選出する。

② 世話人会は、世話人を補充することができる。

### (世話人会の活動)

16. 世話人会は、次期総会までの間、この会の最高決定機関であり、この会の日常業務を統括する。

## VI. 解 散

### (解散)

17. この会は、総会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

① 生産者協同組合サポートセンター設立のとき

② 目的が達成されないとき

## 附 則

1. この会の事業年度は、原則、暦年とする。（一月一日から十二月三十一日）但し、初年度は、二〇〇二年六月二二日から二〇〇二年一月三十一日とする。事業年度中途に於て準備会を解散した場合、その解散日をもって事業の終了日とする。

2. この会則は、設立の日から実施する。

### 1. はじめに

これまで「研修会こぼれ話」ということで、研修会をやっている思い当たったことをエッセイにまとめてきました。今後も続けたいのですが、テーマを絞った方が書きやすいと考えようになりました。というのもフリーターズネットワークを立ちあげた2001年には、これがどのような組織になっていくのかわからなかったし、研修会を始めたときも、そうでした。ところが2002年に入って、ニュースタート事務局関西の方から、ワーカーズコレクティブ化という提案があり、そして、この提案と一緒に受け止めていくなかで、生産者協同組合サポートセンター（準）が結成されました。いま私たちは、「もう一つの働く場づくり」という明確な目標をもった組織の一員として活動していくことになったのです。

私たちはいま、世間一般の働き方とは異なる働く場をつくり出そうとしています。その時、世間なみの考え方に捉われては上手くいかないでしょう。そうだとすると、生き方や、お金や、教育や、会社や、行政などについて、新しい考え方を育むことが問われてきます。サポートセンターは、この新しい考え方を育む事も事業の一つの柱としていく必要があるでしょう。

ということで、今後は「新しい思考」というテーマでエッセイを綴ることにします。

### 2. 自分の定義

自分、あるいは、私とは何か、と問う時、「われ思う、ゆえにわれあり。」というデカルトの有名な言葉が思い出されます。近代的自我とか自己意識とかという言葉も使われていますが、今日では、自分というのは個人ですね。そして、個人が自分だと考える時には、個人が自由で独立した人格である、という前提があります。身分制があった中世では、人々は身分で区分されていて、移住すらままなりません。個人が自由で独立した人格としてあらわれるためには近世になって急速に発達してきた、新しい生産様式である資本家的生産が必要でした。この生産様式についての説明と、それが何故個人を自由で独立した人格としていくかについては別の機会に述べましょう。とにかく、中世から近世に移行していく時期に自由で独立した人格となった個人が増えていき、こうして、人間の個人としての存在ということについて、哲学者が思いをめぐらせることになったのです。

自分というものが存在していることについて人々は疑っていませんが、デカルトは、自分が考えて理解したもの（認識）が全て偽物だったとしても、げんに私が考えていると言う事自体は疑いえない、ということで、これを自分が存在していることの根拠としたのです。ところが自分をこのように捉えようと、今度は他人をどう捉えるかという難問に突き当たります。デカルトの自我（自分）は単独で存在の根拠を求めたので、自然や他人は全て自分の考えの対象と捉えられてしまい、他人も自分と同じ主体である、という事態を、他人を自分に同一化することでしか示せないのですね。

デカルトのこの独我論を批判的に検討した永井均は、自分として存在している私とわたし、という言葉で表現されている誰にも妥当する「私」という一般的概念の他に「私」（山楯弧のわたし）という存在の実体があり、これが自分の存在の根拠だと主張しました。

考えることで存立の根拠を得たデカルトのわたしは、私と「私」については言及できるが「私」については手が届いていない、というのです。この「私」とは考えることでは明らかにはならないが、

大勢の「私」のなかで、他ならぬこの私が自分である、という根拠としてあり、<私>がなければ私も「私」も存立しえないというのです。

この永井の説にヒントを得て、ここで、デカルトの自分、いわゆる近代的自我の視線を逆転させて、世界（社会）から視られている自分という問題の立て方をしてみましょう。そうすると、自我の存立の根拠は、世界（社会）から自分という存在が自我として視られているというところにある、という結論が出てきます。ここで自分についての新しい定義を試みてみましょう。自分は社会から自我として視られていることで自我として存在している、と。

### 3. 他者の定義

デカルト的自分から見た他者は、自分と同型のものとならざるを得ません。自分と同型のものとして他者について考えていく、いくつかの筋道があり「他者問題」というのがそれですが、いまはこの問題には立ち入りません。

デカルト的自分とは別のもう一つの自分の定義から出発すると、他者はどうなるでしょうか。永井は<私>をそこから世界が開けてくる世界の原点だと考えました。そして、他者とは、そこからも世界が開かれるもう一つの原点と考える事で、自分に同一化するような他者理解を批判しました。

この永井の他者論を生かすと、自分も他者も世界（社会）から視られていることで存在している、社会的存在だということになります。他者についてこのように考えると、社会から視られている個々人が視ている社会は、個々人によって全く異なることが判明します。もちろん、共通な内容もありますが、しかし、それぞれの世界（社会）は並び立つ同じものをもたない、唯一性をもったものとなっています。

他者の絶対的他人性ということがここで示されると同時に、自分の唯一性も示されています。先の自分の定義は、他者の定義とセットになっていたのです。

### 4. 意識の定義

近代西ヨーロッパの哲学は、デカルトの近代的自我から出発して、自我とは何かということの解明が進み、ヘーゲルの意識論で体系として成立させられると同時に、魅力を失ってしまったと見られています。けれども意識とは何か、ということについて考えようとするれば、ヘーゲルの残したものから出発せざるを得ません。ヘーゲルは意識一般を自我と対象との関係とみなしました。そして、人間が思考するとき、自我も対象も意識のうちに取り込まれ、意識の契機となっていることに注目し、この二つの契機を動力として意識の弁証法を組み立てたのでした。

そして、この意識の立場からすると、主体（自我）と客体（対象）がともに意識という同一のものに転化されていることになり、この主客の合一したところに真理があるとヘーゲルは考えたのでした。

この考えは、デカルトの近代的自我から出発した一つの到達点ですが、ではもう一つの自我の定義からすると、ヘーゲルの意識論はどうなるでしょうか。

世界（社会）から視られている自我を考えると、この場合に成立している意識は自我の意識とはかわりのないものとなっています。というのも、この場合、世界（社会）は自我の対象とはなっていないからです。ところが世界（社会）の方は、自我を意識をもった存在として視ているわけですね。このように視られることではじめて、自我は世界（社会）を対象として意識できるようになります。

こうして、ヘーゲルの意識論の一面性が明らかとなってきました。ヘーゲルは、自我を世界を開く原点と考えて、自我と対象との関係を意識と捉えたのですが、自我が世界を開く前に、世界の方から

先に視られていたのです。つまり、世界の方から意識の関係に導き入れられることで自我の意識が開かれてくるのです。

ですから、新しい意識の定義は、意識とは世界から意識されることで自我のうちに働く力であり、自我はそれを自我と対象との関係として意識する、というものになるでしょう。こうなると、次に、世界から意識されること視られることについて考えなければならなくなります。

### 5. 視られることの定義

世界から視られている、というとき、その視線は色々あり、それぞれ異なったものとしてあることは言うまでもないでしょう。しかし、視られること、つまりある種の社会的関係のうちにとり込まれることで起きてくる共通の事態も、また認めることができるのではないのでしょうか。

一番簡単な例として、法的関係について考えてみましょう。いま私が他人のポケットから財布を抜き取ろうとしているとします。これを見た人はその表情をしかめ、あるいは制裁の言葉を発したり、行動を起こしたりするかも知れません。

この場合、見た人が世界であり、私が世界に視られていると考えると間違いをおこします。動作は私から発しているのですから、私が世界として見た人に「視線」を送っていて、見る人はまず私の動作によって働きかけられたのです。世界から視られる、というのは比喩的表現ですから、この場合私が相手に現実的に視線を合わせていなくともいいのです。

私の方が能動的に働きかけ、世界の側から見る人に視線を送ったのですが、では見る人はそのことでどのような行為をしたのでしょうか。それは制裁という行為ですから、法的行為であり、両者は法的関係のうちにあることとなります。そして、これが重要なのですが、見る人は生身の人間であり、法的関係のなかにあっても生身の人間として存在しているのですが、しかし、この人が制裁という行為を発動することで、この関係のなかでは法律の化身となっているのです。

私と見る人との2人が居合わせても、私がスリをしなければ、二人の間に法的関係は発生しなかったでしょう。私がスリをすることで二人の間に法的関係が生成され、そして見る人は法律の化身となって制裁の行動を起こしたのでした。

この場合、法的関係そのものは超感性的ですが、犯罪の現場という具体的場面では、犯罪者と見る人との間に法的関係が現象し、そしてその現象形態は生身の人間を法律の化身とする、という事態としてあったのです。これを具体的な生身の人間が関係のなかで生身のままで法律の化身という社会的形態を新たに受けとることと捉え、この論理を形態規定と呼ぶことにしましょう。

そうすれば、世界から視られる、ということは、世界が送る様々な種類の視線に応じて、視られる人は種々の形態規定をされ、生身の人間のままで種々の社会的な力の化身とされていることが判明します。さしあたっては、これが視られることの定義づけです。

### 6. 形態規定の定義

人々は種々の社会関係のうちには置かれていますが、これらの社会関係のうちで、生身の個人が種々に形態規定を受けている、ということだとすれば、形態規定の論理は、社会とは何か、という間について説き明かしていく際のセントラル・ドグマだ、ということになります。

この人間の社会的関係のうちにおける形態規定の論理を最初に明らかにしたのはマルクスでした。マルクスは、『資本論』の価値形態の分析のところで、商品の価値関係のうちで起きている事態を捉えることで、その論理構造を示したのでした。



そのマルクスの解明に習って、1台のテレビが5着の上着に値する、という簡単な価値形態を例に、形態規定の論理をモデル化してみましょう。

この関係では、テレビと上着という異なる商品が、等しいものとされているわけですから、この関係のなかでの同一性は、テレビでも上着でもない第三者だ、ということになります。そして、この第三者は、二つの商品の関係のうちに現象しているのですが、しかし、それは超感性的な現象形態をとっているのだから、見ることも触れることも出来ません。

見て触れられるものは、この場合テレビと上着ですが、先の「視られることの定義」で述べたことに従えば、テレビが世界として能動的に上着に視線を送っているのです。その結果、上着はテレビと交換可能なものとして、購買力をもつこととなります。

上着は自然物であり、人が着るためのものですが、その上着がここでは、テレビに対しての購買力という社会的な力を受け取るにいたっているのです。上着はテレビからの視線を受けとることで形態規定されて、購買力という社会的な力の化身となっているのです。

そこで次に問題となるのは、テレビの視線の内容です。テレビが送る視線は、自分は上着と等しいものだ、という内実をもち、従って、この関係のなかではテレビは自分に等しいものとしての上着でその同一性を表現しているのです。ということは、テレビ=上着というこの関係で、それぞれの商品はお互いに抽象し合っているのです。

人が思考によって、テレビと上着の共通性を求めようとするなら、双方を分析によって抽象し、双方が労働生産物だという共通性をもつ、という結論に到達することができます。しかし、ここでは二つの商品が関係することで共通なものが超感性的に現象するわけですから、思考による抽象作用(分析的抽象)とは異なる形で、事物そのものによる抽象(事態抽象)が行われ、それは関係することでお互いを抽象する、という総合による抽象作用であることがわかります。形態規定とは、二つの商品を両極とする関係において、総合による抽象作用にもとづいて成立している超感性的な現象形態を読み解くもの、と定義できるでしょうか。

## 7. 類としてある個

視られることで形態規定がなされ、個人が法律の化身となったり、商品に購買力が備わったりします。こうした事態は、個人や個別のものが、類的なもの、社会的なもの、一般的なもの、の化身となることで、類的なものが個として存在していることを示しています。

分類学の立場からすれば、個別なものは存在していますが、類的なものは個別を抽象した概念であり、個別なものの総体としては存在していますが、それが端的に個として存在することはありません。たとえば、個別のイヌやネコは存在していますが、動物という類そのものは個としてあるわけではない。

ヘーゲルの弁証法は、類は個別を抽象したもの、という分類学の立場に不満で、類的なものは個別のうち特殊性という契機とともに自らを貫いているとしました。ここでの類的なものとは意識のことであり、個別のものは意識されることで意識の契機となり、そのようにして類的なものに貫かれていると考えたのです。だからヘーゲルにあっても、類的なものが個として存在するという事態(例えば、ナポレオンを世界精神の化身と見たことなど)があることは知っていても、これをきちんと捉えることが出来ませんでした。

でも形態規定という考え方からすれば、人間の社会関係にあつては種々の種類の視線をあげて、個人が種々の社会的なもの(類的なもの)の化身にされ続けていることが半明します。言い換えれば、人間の社会とは、種々の形態規定によって、個人が種々の類的なものの化身とされ、個人が類を背負

わされるシステムなんですね。

人間の社会にあつては類的なもの、社会的なものは、個々人の外に既成のものとしてあるのではなく、日々の社会的関係のうちで日々つくり出されている、ということが現実ではないでしょうか。

## 8. 自己意識の成立

自己意識の意味をとりあえずは自分という意識、くらいに考えて、自分が対象(世界と自分自身)について意識するときの様式としておきましょう。

デカルトは「我思う故に我あり」を自我の存立の根拠とし、ヘーゲルは自分自身について意識する意識を自己意識と定義し、デカルト的自我がもう一つの自我があることを認め、承認をめざして闘争する、という形で自己意識論を仕上げました。

ところで、ヘーゲルに習って、意識一般を自我と対象との関係と捉えると、自我が意識をもつのは、世界(対象)との意識関係に入り、世界から意識の視線を浴びているからなんですね。そうすると、ここで形態規定が働いて、個人の意識が個人の意識のまま意識一般の化身とされていることが半明します。この場合、意識一般という類的なものが、個人の意識という唯一性をもった個的なものとしてあるのです。

個がそのまま類となってしまう、という事態の意味を解かないまま、その帰結だけを記述すれば、自己意識論が成立します。そもそも自己意識という言葉自体に弁証法的な矛盾が含まれています。自己は個的なものであり、他方、意識は類的なもの。だから、自己意識は他者から形態規定されることではじめて生じ、自己意識が現実性をもつのは、他者との意識関係が存続している限りのことです。にもかかわらず、人々は自己意識をもつのは生まれつきだと考えているのです。ここに現代人の個の悩みが生じる根拠の一つがあるように思います。

## 9. 視ると思うが視られている

自己意識をもつのは生まれつきだ、と考えた途端、世界と自分の関係が逆転してしまいます。自己意識とは、自分の意識が類的なものとしてある、ということですから、これは世界を視る視線ですね。自由で平等で独立した個人が居て、世界を視ているのです。

でも、これまで述べてきたことから明らかなように、自由で平等で独立した個人という自我の様式は、世界が個人をそのように視ているから成立した、いわば自分の外から与えられた席なんですね。だから、自我が世界を視る前に世界に視られている。

このことは単純に眼でものを見ることを考えても妥当します。あらかじめ視界に光線が入力されることではじめてものを見る事が出来るわけですから、眼はまず光線という他からの視線にさらされていたのです。

このように社会との関係だけでなく自然との関係でも、個人としての人間は受動的な存在なのですが、しかし現代人は、主体として登場させられ、このような受動的関係について見ようとしても見えなくなっているのです。

## 永井均の〈私〉に魅せられて

### 1) デカルト論

永井均は『〈私〉のメタフィジック』(勁草書房、1986)でデカルトのコギト・エルゴ・スムについて論じている。永井によれば、デカルトを近代的自我の確立者とするのは、デカルトが論じていた内容についての一面的な理解にもとづくものにすぎないのであり、近代的自我がデカルトにおいて成立したとしても「その際にデカルトが担った意義は、その成立の端緒において成立すべきものを解体してみせたという点のみある」(51~2頁)というのだ。

このことについて永井は、デカルトの『省察』の次の箇所を取り上げることによって明らかにしようとしている。

「しかしながら、今、誰か知らぬが、この上なく有能で、この上なく狡猾な欺き手があり、策をこらして常に私を欺いているのである。彼が私を欺いているのなら、それゆえに私があることは疑い得ない。欺くならば力の限り欺くがよい。しかし、私が何ものかであると思っているあいだは、彼はけっして私を何ものでもないものとするとはできないだろう。こうして、すべてを存分にあますところなく考え尽くしたあげく、ついにこう結論せざるをえない、『私はある、私は存在する』というこの命題は、私によって言表されるたびごとに、あるいは精神によって把握されるたびごとに、必然的に真である、と。」(59頁より重引)

永井はここに出てくる欺き手をデカルトの意識の内部にある悪霊とみなし、デカルトがこれに欺かれてニセの自己意識として、私は何ものかである、と思ったとしても、デカルトが思っているあいだは、デカルトを何ものでもないものとするとはできない、というように解釈した上で、「悪霊がどれほどの力をもっているように、『私が私が何ものかであると思っているあいだは』この私の存在は疑い得ないのである」(60頁)と述べている。

つづいて永井は、ここで、デカルトが到達した「私」について考察し、これはデカルトの意識ではあっても、デカルトの自己意識ではないことに注意を促している。さらにこの「私」は誰もがそう名乗れる「私」でもない、というのも、この「私」は、たったいま悪霊に欺かれて、私は何ものかであると思っている「私」であり、「この私」に他ならないからである。

ところがデカルトは、せつかく「この私」としての私に到達しながら、すぐにこの地平から撤退してしまう。永井によれば、「私はある、私は存在する」という「この私」についての規定が、デカルト自身によって、誰もが到達できる自己意識として語られてしまっているからである。

永井によれば、デカルトが最初に疑いえないとした私は「この思っているものの存在だけであり、したがって、この思っているものという、ただそれだけの限りにおけるこの私の存在だけなのである」(71頁)にもかかわらず、次には、この私を一般的な私として取扱ったというのである。

### 2) 不在の実体としての〈私〉

永井は、このデカルトの最初の私は、デカルトという歴史上の一人の人物に帰属する諸事実を示すものではなく、また、私という概念の普遍妥当的な本質を示しているものでもないと考え、私についての第三の間を構想している。この第三の私を永井は、〈私〉と表記し、私、「私」、〈私〉という三つの間について考察している。

永井によれば、〈私〉とは不在の実体であり、「存在するとは言えない場所に〈存在〉する」(75頁)のであり、「〈私〉への間は、はっきりと、つまり言葉で問われた瞬間に、前記の二つの間に分裂・変質」(75頁)してしまうものである。

「〈私〉は、一方では、その事例が無数に存

在する「私」なるものを意味するのでもないが、他方ではまた、永井均という一人の實在の人間にかんする何かを意味するのでもない。しかし、それはたしかに〈實在〉し、ある意味ではそれこそがすべてである(それが無ければ何も無いのと同じ)とさえ言える。」(82頁)

永井が想定しているこのような〈私〉を言葉で説明しようとするれば、〈私〉に対して、永井均という具体的な人間の側から接近していくか、それとも一般的なものとしての「私」から接近していくか、という二つの道に分かれる。永井はこの二つの道筋による考察を実行した上で、前者に、人間實在依拠型の〈私〉把握と名づけ、後者に「私」概念依拠型の〈私〉把握と名づけている。

永井は、この二つの把握を、いずれも虚構であるとしながら、しかし、それらが単に誤謬であるとは見ていない。それらは、ある事実を捉え損ねてはいるが、しかしその捉え損ねが、別の事実を、より重大な事実をつくり出している、というのである。

「〈私〉は超越(論)的な存在者である。しかし、その超越(論)性は独特であって、それを捉えるためには、現実的世界において認められている實在性・事実性を拙去(遮断)すると同時に、本質性・形相性を排去(遮断)する独特の還元操作が要求される。しかし現実世界における自己であることをひき受けながら、その還元操作を遂行することは不可能である。そして、その意味で、自己であることをひき受けることなしに、何か意味のあることがいえるとは考えられない。〈私〉について何かが言えた(通じた)とすれば、それは少なくともどちらか一方の排去が不徹底だったからでしかない。私のここまでの叙述も、例外ではない。ここまでの叙述は、『私』概念の本質的性格と『この』という指示詞の機能とを利用して、〈私〉の存在すべき形式的な位置を比喩的に示したにすぎない。そしてそれ以上のことは原理的におこなえないと思う。」(93頁)

### 3) 分析と総合

永井の議論につきあってみて気づくことは、叙述が常に分析的であり、総合する、という発想がないことである。だから、ここでの永井の展開も、分析的思考だけを用いる、という限定づきならば十分理解しうるのであるが、しかし、思考には総合的思考もある。それは単に思弁として片づけてよいものではなく、現実的な諸関係を考察するとき展開せざるをえない弁証法的思考がそこに含まれている。

永井が分析的思考によって〈私〉の存在について、ここまで解明し切ったのであれば、今度は逆に、〈私〉という不在の実体から出発し、総合的思考によって、「私」と私にたどりつく道はないのだろうか。そうするためには、ヘーゲルの概念論とマルクスの価値形態論をアリアドネの糸とするだけでよいように思われる。

ヘーゲルの概念論の立場からすれば、永井の最初の私は、個別性であり、次の「私」は特殊性であり、〈私〉は一般性(普遍性)ということになる。その際、一般的なものとしての〈私〉は、個別性としてある私にも、特殊性としてある「私」にも覆い被さっており、だから、個別性としてある私は、「私」と〈私〉をそれぞれ契機として含んでいることになり、また、特殊性としてある「私」も私と〈私〉をそれぞれ契機として含んでいることになる。だから、永井も言うように、一般的なものとしての〈私〉は實在性(個別性)と本質性(特殊性)とを遮断するところに成り立つが、永井が個別の人間にとってはこの遮断を行えないと見るのは、個別が、一般性と特殊性を契機として持っているとは見ていないからである。個別の私と抽象的な「私」とは別のところに、第三者として〈私〉がある、という永井の問題の立て方そのものの中に、個別からは〈私〉が見えない、という結論が含まれてしまっている。そうではなく、〈私〉自身の實在の様式として「私」を媒介とした個別の私が存在している、と見るのがヘーゲルの見方である。

もちろん、ヘーゲルにすがっているだけでは、

個別重視の分析的思考者である永井にとって対極にある一般（普遍）重視の思弁的思考を対置するに終わってしまう。ヘーゲル哲学が結果として思弁に終わるのは、自我と対象との関係として意識を措定する際に、意識の両極としてある自我と対象を意識の契機とすることで双方を意識に合一し、そしてこの主体と客体とが合一されたものとしての意識を主体と捉えてしまっていたことにもとづいている。

つまり、ヘーゲル弁証法における矛盾の根本原理は、対立物の同一性にあり、この同一性とは、自我と対象とはそれぞれ意識の契機である、という意味での同一性のことだった。これに対して、意識関係のうちでしか双方の同一性はない、ということをはっきりと明らかにすることで獲得された絶対的他者の同一性という見地から問題を捉え返すことが問われている。この問題に入る前に、永井の他者論を見ておく必要がある。

#### 4) 他者論

永井は、『<魂>に対する態度』（勁草書房）のⅢで、他者について論じている。私、「私」、<私>という三つのわたしの区別を行った永井は、他者についても従来の「他我問題」というテーマで論じられてきた他者論とは別の他者論を展開している。従来の「他我問題」で論じられている私の他人意識には、本来の意味での他者が問題とされる余地が残されていないと述べた後、次のように続けている。

「では本来の意味での他我とは何か。それはすなわち『世界に対する態度』であるような、私の他人意識によっては決してとらえられないもののことである。他者が存在するということは、まさしく、私が外から見たり、近づいたり、ましてや入りこんだりすることが決してできない何かが存在する、ということなのであるまいか。言い換えれば、他我認識の不可能性においてこそ、他我の存在は成り立つのではなからうか。他者は、私の『世界に対する態度』の一部ではない。それはむしろ、そうなることを徹底的に拒むところにこそ存在するものなのだ。なぜならば、他者は物のような世界の一部では

なく、そこから（も）世界が開けている、世界の原点だからである。世界の中にある物と世界を開く他者とは、その存在の意味はまったくことなっているはずなのである。」（20頁）

永井が発見した<私>は、具体的な私や、抽象的な「私」とは異なり、そこから世界が開けてくる世界の原点であった。私をこのように捉えるならば、当然、他人も、具体的他人や、私が開いた世界に居る他者ではない、ということになり、この観点が永井の出発点である。そして従来の他我問題は、私の世界の内にある他者を問題にしてきたのであった。これに対し、永井は<私>と同じ構造をもった他者を設定する。この本来の他者は、私の他人意識によっては捉えられないものであり、そこからも世界が開けている世界の原点だった。この他者把握は当然にも<私>の捉え方にはね返ってくる。そこで永井は、あらためて<私>について次のように述べる。

「要するに問題は、世界には並び立つ無数の人間たち、つまり諸々の『私』たちだけではなく、特別な例外的なあり方をした一人の人間、つまりこの私というものが存在しているということであり、そしてその例外的なありかたは、その人間のいかなる性格とも無関係に成立している、ということなのである。これが問題の出発点である。この事実を、私は次のように表記する。世界には、無数の『私』たちとは別に<私>が存在する、と。<私>には隣人がいない。すなわち、並び立つ同種のもので存在しないのである。」（225頁）

「他者とは、いつも常に、隣人をもたないものの隣人である。それは、決して到達することのできない、根本的に異質な、もうひとつの世界（の原点）であり、理解しあうことも助け合うこともついには不可能な、無限の距離をへだてた、あまりにも遠い隣人なのである。<魂>に対する態度とは、それゆえ、それに向かって態度をとることができないものに対する、愛や共感や理解を超えた態度なのであった。」（235～6頁）

ここで永井が「<魂>に対する態度」という

のは、絶対的他者に対する私の態度のことに他ならない。それは、私が感性や知性にもとづいて思考している限りでは捉えられないものだった。

ところで私は以前に、この永井の他者論をとりあげ、永井が発見した<私>は思惟にもとづく私ではなくて、類としてある個（この私）のことであり、社会関係によって形態規定されたものことではないかと指摘したことがあった。（『根源的他者と価値形態論』『情況』1991年9月号所収）つまり<私>とは多くの「私」との関係のなかで行われる総合による抽象（事態抽象）の産物であり、この抽象の様式は思考が行う抽象の様式とは異なっているのである。そして、ここで永井が語っている<魂>とは、それぞれの<私>が類を担う際の類の実体であり、永井はこの<魂>の措定によって、異なる実体から成る類、つまり他者を措定しえたのだったのだ、と。

永井自身はその後『<私>の存在の比類のなさ』（勁草書房）で、独在性のわたしとしての<私>と単独性のわたしとしての「私」とを措定し、従来の思想の緻密化をはかっている。それとは別に、私は以前の指摘に従って、永井説を別の観点から捉え返してみよう。

#### 5) 世界との関係としての<私>

永井の<私>は、そこから世界が開けてくる原点であり、それは具体的人格としての私や、言葉としての「私」とは関係のないものだった。永井はその際<私>が世界を開く原点である点に固執しているが、しかしこれは他方では、世界から見られている原点でもあり、<私>と世界とは反照関係にあるはずである。もし、<私>と世界との間に関係がなければ、そもそも<私>は世界を開くことなど出来ないはずだ。というより、世界を開くということ自体が<私>と世界との間に関係を形成することなのだ。そこで問われるのは、<私>と世界との関係は一体何かということである。

この関係が意識関係ではないことは明らかである。永井は具体的人格でもなく、言葉として

の「私」でもないものを<私>と措定したのだから、そこには思考や意識の関係は含まれてはいない。そうだとすると、その関係とは、意識関係以前に成立している人間の社会関係だ、ということになりはしないだろうか。

ここで注意しておくべき点は、人間の社会関係と言え、それは必然的に意識関係を含まざるを得ない、ということだ。だから永井は<私>を措定したにもかかわらず、<私>を意識で捉える場合は、絶えず私と「私」との間に二分化してしまうと見なさざるを得なかった。そして哲学者としての永井にとって、意識関係以前に成立している人間の社会関係について具体的に解明する方法を手に入れてはなかった。だからそれは、永井にとっては<魂>とでも名付ける他はないものだった。

人間の社会関係が意識関係を形成する以前にすでに形成されているものであることに注意を促したのは、レヴィナスだった。彼は意識関係以前に成立している社会に倫理的関係をみた。しかし、この種の問題の解明は哲学者には向いていない。というのは、哲学者の場合には、問題を結局は意識論のレベルで考えるから、意識関係以前に形成されている社会関係について哲学では捉えられないというアポリアに陥るからだ。

というわけで、かの「悪名」高きマルクスの、存在が意識を規定する、というテーゼに立ち戻ってみよう。かつては、いわゆる唯物史観の公式として重宝されたものである。

「人間は、彼らの生活の社会的生産において、一定の、必然的な、彼らの意志から独立した諸関係に、すなわち、彼らの物質的生産力の一一定の発展段階に対応する生産諸関係にはいる。これらの生産諸関係の総体は、社会の経済的構造を形成する。これが実在的土台であり、その上に一つの法律のおよび政治的上部構造が立ち、そしてこの土台に一定の社会的諸意識形態が対応する。物質的生活の生産様式が、社会的、政治的および精神的生活過程一般を制約する。人間の意識が彼らの存在を規定するのではなく、逆に、彼らの社会的存在が彼らの意識を規定す

るのである。」(『経済学批判』序言、国民文庫、15～6頁)

この公式が、流布されたとき、物質的生産諸関係が人間の意識から独立している(レーニンの場合)というように解釈され、土台である経済的諸関係のうちに人間の意識的な関係が存在しないかのように受けとめられた。しかしマルクスは、生産諸関係が人間の意志から独立している、つまりは、この関係は人間の好み通りにはつくれない、ということだけを言っているだけで、この関係が同時に意識関係でもあることを決して否定しなかった。だから、人間の社会的存在が人間の意識を規定する、ということも、意識関係を含まない生産諸関係が人間の意識を規定する、という意味ではなかった。つまり、人間の社会的存在が、自分の意志では自由にならない生産諸関係のもとにあり、かつそれが特有の意識関係を含んでいるがゆえに、人間の社会的存在が人間の意識を規定することになるのである。

マルクスの『資本論』を読めば明らかなことであるが、マルクスは、社会の物質的生産諸関係が人間のどのような意識関係で紡ぎ出されているかを示した。もちろん、この意識関係は意志から独立したものであるから、人間にとっては意識関係とすら意識されず、社会的自然としてしか意識されない場合が多いのであるが、というわけで、哲学から離れたところから、永井の〈私〉について考察してみよう。

## 6) 社会関係の実体としての〈私〉

マルクスは『資本論』の商品章の価値形態論で、商品の秘密と謎を解明している。20世紀は世界の富がますます商品化し、そして日本でも80年代以降は、商品の売買なしには生活できない人々が大方を占めるようになってきているから、商品とは何か、という問が、デカルトの時代の私とは何か、という問と同等の意義をもつようになってきている。あらためて、商品とは何か、と問うてみよう。但し、ここでは『資本論』について一応の知識を持っていることを前提に話しを進めていく。

例えば、今1台のテレビが2着のスーツと同じ価格で買えるとしよう。実際に物物交換がなされるわけではないが、同じ価格をもつ商品は、1台のテレビ=2着のスーツという等式で表現できる。テレビとスーツは別のものであるから、ここで等しいとされているものは、テレビでもスーツでもない第三のものであるが、この第三のものは、二つの異なる商品が関係(交換関係)をとり結ぶ際に目に見えない形で現象する。この目に見えない現象形態、感性では捉えられない現象をどのようにして捉えることができるだろうか。

先の等式は、一台のテレビは2着のスーツに値する、という意味だから、テレビの価値が2着のスーツという一定分量の商品の使用価値で現されている。このことは感性で把握し得る。問題は、2着のスーツは、一台のテレビという商品との関係の中では、スーツという使用価値は捨象され、価値なるものの担い手としてのみ存在していることだ。

つまり、スーツには、この関係の中では衣類という自然的な属性をもつ使用価値としての意味に、それがどれだけの価値を含むものか、という、全然別の社会的な意味が付与されているのである。

関係の中にあつては、両極はお互いに相手を別のものへと規定しあうことで、関係を成立させているのであり、マルクスは、これを形態規定と名付けた。そして、両極は関係のなかでも感性に対してはもとのものであり続け、関係のなかで別のものとして規定されること自体は超感性的な出来事なのだ。

商品の価値形態が、二つの商品を両極にした超感性的な現象形態と見たマルクスの見地から、永井の〈私〉を捉え返すとどうなるだろうか。それは「私」という言葉でしか表現できないこの私が、自分の身体をもち、普段と何も変わらないままに、社会の中では社会関係によって形態規定され、〈私〉の化身となっているということだろう。この〈私〉は、思考によって捉えられるこの私や「私」一般ではなく、それとは別の性質を他から与えられた、この私なのだ。

マルクスが価値形態論で論じ発見した形態規定をヘーゲル弁証法と対比しておくことで、先に立てた問題に解を与えておこう。

ヘーゲルにあつては、意識一般は、自我と対象との関係であり、そして、自我と対象という両極をともに意識の契機とみなすことで、意識の弁証法を展開したのであった。ところが、形態規定の見地からすれば、ここで両極の関係のうちで成立している意識という第三のものが、対象によって形態規定された自我を意識の化身にしている、ということになる。そして、自我が意識の化身としてあるのは、両極が意識関係をとり結んでいる限りにおいてのことだ。

そうだとすると、対立物の同一性というヘーゲル弁証法の根本原理は、両極の意識関係のうちでしか成立しない同一性を絶対的なものとみなしてしまっていることが判明する。そして、問題は、対象と自我という絶対的他者の同一性を、他性を捨てずに展開する、というところにある。

ヘーゲルの概念論は意識を主体としてみるところに成立している。だから〈私〉自身の実在の様式として「私」を媒介とした個別の私が存在する、という見方からは他者論が出てこない。永井がヘーゲルを自己意識論のなれの果てとみることにはもちろん一理はある。

しかし、ヘーゲル弁証法を転倒し、意識を絶対的他者相互の関係における同一性とみなすと、西欧近代哲学の自己意識論を根底からひっくり返すことにならないか。

例えば、対象を自我に対してのもう一つの自我と考えてみよう。そして、両極の関係を意識関係としてではなく、ただ単に社会の中に一緒に居る、という一般的社会関係を想定してみよう。ここで自我は、他の自我に見られて形態規定され、社会関係の化身とされる。ここでは絶えず社会(類)が自我(個人)のうえに覆い被さっている。これが永井が発見した〈私〉の存在様式ではなからうか。

今、社会の全ての構成員を考え、それぞれの自我をとりまく社会を設定すると、自分自身は社会の側には入れないので、それぞれの自我の外にある社会は少しづつずれた社会(類)として存立し、そして、全ての構成員を少しづつずれた社会(類)の化身とするだろう。社会の全ての構成員が、類としてある個であり、そして、その類が少しづつ異なるという意味で絶対的他性をもつ、これが「並び立つ同種のものがない」という永井の他者論の現実的土台ではないだろうか。そしてまた、これが、伝統的な自己意識論や独我論をひっくり返すテコとなろう。



## 後記

生産者協同組合サポートセンター（準）の発足と軌を一にしながら、この間ずっと考え続けていた「新しい思考」が形になりはじめました。ポイントは、80年代末から明らかだったのですが、それを具体的な社会運動の指針となり得るようなものとまとめるのに大変な日時が必要でした。

当初は、「商品、貨幣、資本の脱絶の実践的展望」といったことを求めていたのですが、10年かかって、やっとそれが「21世紀の社会運動の綱領草案（骨子）」で述べたものへと具体化できました。そして、それから事態は急進展しはじめ、1年が10年のような動きが出てきました。その動きの只中で考えることで、「独り言」で述べたような、自我論が浮かび上がってきたのでした。

一度『情況』誌でとりあげ、（1991年9月号）、その後も気になっていた永井均について、もう一度考える機会があり、永井の他者論にヒントを得ることで、デカルトの近代的自我論の批判の新しい観点が明らかになると同時に、この観点からすれば、社会的ひきこもりをサポートしているニュースタートの活動の意味が、はっきり読み取れるようになりました。

ということで、今回は、生産者協同組合サポートセンターの紹介と「新しい思考」とで誌面を構成してみました。HPで、アナリティカル・マルキシズムをめぐる論争が起こり、吉原さんのコメントへの返事がやっと書けたのですが、それは、今回は見送りました。「置塩モデルと価値形態論」上、下がそれですが、お急ぎの方は、HPで御覧ください。